

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点における主な職員の最低配置人数（人口規模別）

	人口規模	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模A型	児童人口概ね0.9万人未満 (人口約5.6万人未満)	常時2名 (1名は非常勤可)	—	—	常時2名
小規模B型	児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満 (人口約5.6万人以上約11.3万人未満)	常時2名 (1名は非常勤可)	—	常時1名 (非常勤可)	常時3名
小規模C型	児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満 (人口約11.3万人以上約17万人未満)	常時2名 (1名は非常勤可)	—	常時2名 (非常勤可)	常時4名
中規模型 (中規模市部)	児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満 (人口約17万人以上約45万人未満)	常時3名 (1名は非常勤可)	常時1名 (非常勤可)	常時2名 (非常勤可)	常時6名
大規模型 (大規模市部)	児童人口概ね7.2万人以上 (人口約45万人以上)	常時5名 (1名は非常勤可)	常時2名 (非常勤可)	常時4名 (非常勤可)	常時11名

出典：山野良一「児童相談所は、いま」『子どものための児童相談所－児童虐待と子どもへの政治の無関心を超えて』より倉林明子事務所作成